

## 浦臼町農業委員 募集中!!

- 1 推薦及び募集方法について  
町内の地区又は全域から推薦 団体等から推薦 一般募集(応募)
- 2 募集人数及び任期について
  - (1) 募集人数 13人
  - (2) 令和8年7月20日 ～ 令和11年7月19日 (3年間)
- 3 推薦及び募集資格について
  - (1) 町内に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。
  - (2) 法令の規定により、農業委員との兼務を禁止されている職にない者
  - (3) 次の各号に当てはまる者は、農業委員になることはできない。
    - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - ② 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けなくなるまでの者
- 4 推薦及び応募受付期間  
令和8年3月3日(火) ～ 令和8年4月15日(水)
- 5 推薦及び応募の手続きについて
  - (1) 町内の地区並びに全域からの推薦は、農業者 3 名以上が連名し、当該農業者の代表者が推薦用紙を農業委員会事務局へ提出する。
  - (2) 団体からの推薦は、代表者が推薦用紙を農業委員会事務局へ提出する。
  - (3) 応募者は、応募用紙に必要事項を記載のうえ、農業委員会事務局へ提出する。

※「推薦用紙」・「応募用紙」は、農業委員会事務局の窓口にて配布しております。また、浦臼町のホームページからも各用紙をダウンロードできます。
- 6 推薦者及びに応募者の公表について  
推薦を受けた者及び応募した者については、法律により、情報公開が義務付けられておりますので、募集期間中及び期間終了後、遅滞なく、氏名・年齢・職業を浦臼町ホームページ及び掲示板等にて、公表します。
- 7 農業委員の任命について  
被推薦者及び応募者は農業委員候補者として、浦臼町農業委員評価委員会に者の評価を行い、その意見を町長へ報告し、その報告を受けた町長が委員候補者13名を決定後、議会の同意を得たうえで、農業委員に任命します。  
なお、法律により農業委員の構成は、認定農業者・認定農業者に準ずる者が過半数を占めることを条件としており、農業に利害関係の無い者や女性を1名任命することを努力義務としております。
- 8 お問い合わせ(提出先)  
浦臼町農業委員会事務局(浦臼町役場1階)  
☎ 0125 - 68 - 2298 (直通)